

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には、当該改正後部分へ改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p>(6) 局本庁 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第2章に規定するものをいう。ただし、第5章第1節から第3節までにおいては、<u>新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）第11条に規定する病院及び新潟県立吉田病院附属看護専門学校を含むものとする。</u></p> <p>(6)の2 <u>地域機関</u> 新潟県病院局組織規程第2章の2に規定するものをいう。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(指定公金事務取扱者)</p> <p>第9条の3 <u>病院局長は、病院事業の業務に係る収入について、公金の収納に関する事務を自治法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者に指定することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の指定公金事務取扱者の指定にあたっては、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を指定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>公金の収納に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。</u></p> <p>(2) <u>その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p>(6) 局本庁 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第2章に規定するものをいう。</p> <p>(7) (略)</p>

(公金の収納の委託)

第44条の2 病院局長は、病院事業の業務に係る収入について、公金の収納に関する事務を指定公金事務取扱者に委託することができる。

2 病院局長は、前項の規定により委託しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類により決定しなければならない。

- (1) 公金の収納に関する事務の委託をする収入の内容
- (2) ～(6) (略)

3 病院局長は、第1項の規定による委託をしたときは、法令の定めるところにより告示するとともに、県民の見やすい方法により公表しなければならない。

(証券納付の規定の準用)

第44条の5 第37条第3項の規定は、第44条の2第1項の規定により公金の収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者について準用する。

(財務検査)

第224条 (略)

2 (略)

3 病院局長は、指定公金事務取扱者に対し、公金の収納に関する事務について書面又は実地に検査を行う。

(施設の規定の準用)

第231条の2 第3条第2項及び第4項、第4条、第6条第1項から第4項まで、第7条、第8条第1項、第14条、第18条、第19条第1項、第23条、第32条、第60条第1項、第73条、第75条第2項、第103条第1項、第104条、第105条、第120条第2項、第121条第1項及び第2項、第133条から第135条まで、第136条第1項及び第2項、第137条、第159条、第162条第1項、第165条、第166条第3項、第167条、第168条、第169条、第175条、第176条第3項、第184条第1項、第215条の2第1項第1号並びに第224条第1項第1号の規定は、地域機関における予算執行権限等について準用する。この場合において、これらの規定(第3条第4項を除く。)中「院長」とあるのは「所長」と、「施設」とあるのは「地域機関」と、「事務長」とあるのは「所長」と、「事務長補佐」とあるのは「次長」と、「薬剤部長」とあるのは「地域機関の会計事務を担当する課長」と、「給食事務」とあるのは「会計事務」と、第3条第4項中「院長」とあるのは「所長」と、「そ

(収納の委託)

第44条の2 病院局長は、病院事業の業務に係る収入について、収納の事務を私人に委託することができる。

2 病院局長は、前項の規定により収納の事務を委託しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類により決定しなければならない。

- (1) 収納の委託をする収入の内容
- (2) ～(6) (略)

3 病院局長は、第1項の規定による委託をしたときは、その旨を告示し、かつ、公表する手続をとらなければならない。

(証券納付の規定の準用)

第44条の5 第37条第3項の規定は、第44条の2第1項の規定により収納の事務の委託を受けた私人について準用する。

(財務検査)

第224条 (略)

2 (略)

それぞれ事務長又は事務長補佐とあるのは「地域機関の次長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

